

平成 26 年 9 月 25 日

第 3 回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成 26 年 9 月 25 日(水) 午前 9 時 00 分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1 番	志村 忠昭	2 番	塩野 拓二
3 番	金井 浩三	4 番	村井 保夫
5 番	隅岡 美子	6 番	村岡 清邦
7 番	小川 保	8 番	古川 幸義
9 番	村井 勉	10 番	尾崎 忠義
11 番	渡邊美喜子	12 番	庄野 克宏
13 番	門 瀧雄	14 番	佐々木 勇

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第 121 条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	河西 浩一
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	松下 義夫
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	矢野 修司
福祉保健課長	山下 俊和
福祉保健課主幹	氏家 幸子
環境課長	中野 弘之
建設課長	島田 和博
産業課長	神原 宏一
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長	岡 敦憲

1、議会事務局職員

事務局長	宮武 孝利
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付の通りであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、7番、小川 保君、9番、村井 勉君を指名いたします。

日程第2 委員長報告を行います。

まず9月19日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長 村井 勉君

総務教育常任委員会委員長（村井 勉）

皆さん、おはようございます。

去る、平成26年9月19日に開催致しました総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告致します。

審議事項。

議案第5号、多度津町税条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第8号、多度津町奨学金条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第9号、多度津町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第11号、平成26年度多度津町一般会計補正予算（第2号）について。

議案第12号、平成26年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）について。

議案第13号、平成26年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第1号）について。

議案第14号、平成26年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第1号）について。

議案第15号、平成26年度多度津町水道事業会計補正予算（第1号）について。

議案第16号、平成25年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について。

議案第17号、平成25年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について。

議案第 18 号、平成 25 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定について。

議案第 19 号、平成 25 年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定について。

議案第 20 号、平成 25 年度多度津町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について。

議案第 21 号、平成 25 年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について。

議案第 22 号、平成 25 年度多度津町水道事業会計歳入歳出決算認定について。審議結果。

議案第 5 号、議案第 8 号、議案第 9 号および議案第 11 号から議案第 22 号について。

委員、傍聴議員 より。

一つ、道路橋梁新設改良費 5,231 万円を計上しているが対象地域はどこなのか。

一つ、多面的機能支払交付金事業において、何地区から申請があったのか。

一つ、財産管理費の中にある町有地整備管理等委託料と、修繕料、工事費の説明をしてほしい。

一つ、小学校の学校管理費の中の需要費の補正理由は何か。

一つ、中学校費で学校一般備品購入費 4,700 万 2,000 円を計上しているが、これ以上、備品購入費が増える可能性はないのか。

一つ、決算審査意見書で、合同給食調理場について指摘されているが、1 市 2 町の合同で行う場合、異物の混入や地産地消の問題をどう考えているのか。

一つ、最近の医療費の傾向はどうなっているのか。また国保において繰越金がある程度見込める場合、補正予算で財政調整基金に積み立てる考えはないのか。

一つ、決算において、多度津町の今置かれている状況をどういう認識でいるのか。

一つ、自主財源である町税において、平成 27 年度の見込みはどう考えているのか。また、その考えの根拠は何か。

一つ、財産の中の備品として記載されているパソコン 1 台、端末 8 台の購入は、成果報告書のどこに該当するのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、道路橋梁新設改良を行う対象地域は、舗装は四箇地区にある町道 25 号線や白方地区見立の福島神社周辺など 11 カ所であり、新設拡張部分は堀江東町営住宅から浜街道までなどである。

一つ、多面的機能支払交付金事業の申請は葛原、南鴨、庄、山階、青木、奥白方、東白方の7地区である。

一つ、財産管理費の中にある修繕料は町有地を管理するため、柵などの修理費であり、工事費は東白方から山に上がる管理道の一部を拡張するために計上したものである。

一つ、小学校の学校管理費の中の需要費の補正は、豊原小学校の下水道の接続に伴うプールの水道代、下水道使用料と白方小学校のプールのろ過器の入れ替えなどの修繕代である。

一つ、学校一般備品購入費4,700万2,000円は校舎の備品しか含まれていないので、今後、体育館関係の備品購入費が発生してくる。

一つ、合同給食調理場について結論は出ていない。給食調理を1市2町の合同でやれば異物混入の確率が高くなるものではないと思っている。地産地消に関しては、合同で給食調理を行う場合、1市2町で採れた食材を活用することが原則であると話をしている。単独で行うことも視野に入れて考えている。

一つ、平成24年度と25年度で比較すると、25年度の医療費は若干減少している。基金への積み立ては年度途中ではなく、年度の最後に予算計上する考えである。

一つ、今後の多度津町の状況として、入については2年前に示した中期財政計画が順調に進み、安定的な収入があると見込んでおり、出については白方小学校や多度津駅の緊急避難通路、町民会館の改修などにより、今後は起債が多少増えていくと考えている。

一つ、平成27年度からの町税の見込みとして、国のほうで法人実効税率を外国並みに引き下げていこうと検討されているので、影響が出るものと想定している。

一つ、財産の中の備品として記載されているパソコン1台、端末8台は、成果報告書の車両動態管理システム等整備事業委託料の中に含まれている。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第5号、議案第8号、議案第9号および議案第11号から議案第15号については、委員会として原案を可決し、議案第16号から議案第22号については、委員会として原案を認定した。

またその他として、執行部より他4件の報告がありました。

以上でございます。

議長（志村 忠昭）

続きまして、9月22日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

建設産業民生常任委員会委員長 古川 幸義君

建設産業民生常任委員会委員長（古川 幸義）

皆さん、おはようございます。

建設産業民生常任委員会の結果報告をいたします。

平成 26 年 9 月 22 日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告いたします。

審議事項。

議案第 1 号、多度津町健やか子ども基金条例（案）の制定について。

議案第 2 号、多度津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の制定について。

議案第 3 号、多度津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）の制定について。

議案第 4 号、多度津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の制定について。

議案第 6 号、多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第 7 号、町営土地改良事業費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第 10 号、多度津町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

審議結果。

議案第 1 号から議案第 4 号、議案第 6 号、議案第 7 号および議案第 10 号について、委員、傍聴議員より。

一つ、多度津町健やか子ども基金条例を制定するにあたり、基金の使い道はどうなっているのか。

一つ、基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定めるとあるが、その都度、金額が変わっていくのか。

一つ、ほのぼの荘において、今現在、夫婦部屋と単身部屋それぞれ何室あるのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、多度津町健やか子ども基金は 5 歳児健診に使用する予定である。

一つ、基金として積み立てる額は県のほうで決まっており、今後どうなるのかについても県のほうで判断される。

一つ、多度津町生活支援ハウスにおいて、単身部屋が 7 室、夫婦部屋が 3 室である。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第 1 号から議案第 4 号、議案第 6 号、議案第 7 号および議案第 10 号については、委員会として原案を可決した。

またその他として、執行部より他 1 件の報告がありました。

以上で報告を終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

日程第3 議案第1号、多度津町健やか子ども基金条例（案）の制定についてを、議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第4 議案第2号、多度津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の制定についてを、議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第5 議案第3号、多度津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)の制定についてを、議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第6 議案第4号、多度津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)の制定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第 7 議案第 5 号、多度津町税条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 5 号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第 8 議案第 6 号、多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号についてを、採決いたします。
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

 ご異議なしと認めます。
 よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。
 日程第11 議案第9号、多度津町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例
 (案)の制定についてを議題といたします。
 これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。
 (「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

 質疑なしと認めます。
 これをもって、質疑を終結致します。
 これより、討論に入ります。
 (「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

 討論なしと、認めます。
 これをもって、討論を終結いたします。
 これより、議案第9号についてを、採決いたします。
 本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

 ご異議なしと認めます。
 よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。
 日程第12 議案第10号、多度津町都市計画下水道事業受益者負担に関する条
 例の一部を改正する条例(案)の制定についてを議題といたします。
 これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。
 (「質疑なし」と呼ぶ者あり)

 質疑なしと認めます。
 これをもって、質疑を終結致します。
 これより、討論に入ります。
 (「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

 討論なしと、認めます。
 これをもって、討論を終結いたします。
 これより、議案第10号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第 13 議案第 11 号、平成 26 年度多度津町一般会計補正予算 (第 2 号) についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 11 号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第 14 議案第 12 号、平成 26 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算 (第 1 号) についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 12 号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第15 議案第13号、平成26年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第13号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第16 議案第14号、平成26年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第14号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第17 議案第15号、平成26年度多度津町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第15号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第18 議案第16号、平成25年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

尾崎君。

議員(尾崎 忠義)

11番、尾崎忠義でございます。

私は、平成26年9月第3回多度津町議会定例会におきまして、議案第16号、平成25年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について、次の点で反対討論を

いたします。

一般会計歳出におきまして、款 1、議会費での香川人権研究所会費に 2 万円、款 3、民生費での社会福祉総務費としての人権同和施策事業費に、354 万 3,922 円、款 10、教育費での社会教育総務費としての人権同和教育事業費に 134 万 7,255 円、計 491 万 1,177 円が支出をされ、決算をされております。

すでに、同和の特別法である同和对策事業特別措置法が 1969 年に施行されてから、2002 年 3 月末まで、33 年間の長きにわたり国の施策として実施をされました。

そして、地対財徳法が執行したのが 2002 年 3 月末でありますから、既に 12 年が経過しており、同和問題は歴史的な出来事になりつつあり、新しい段階に入ったことを実感をしております。

今日多数の人々は、同和問題は過去の問題になったという意識を持っておりません。

失効してから 12 年。

「10 年一昔」と言われておりますが、時代も変わり、かつての乱脈同和行政や解同一部幹部による暴力、無法、利権あさを知らない世代が随分と増えてきており、そのような話を聞かされても、若い世代は到底信じがたいことばかりであり、驚きの対象でしかありません。

わが町内でも、同和問題が話題になる事もなくなってきました。

しかし、時代と周辺の実態のかけ離れた現状認識での同和問題に対するこだわりも一部の人には残されておりますが、それを「人権同和教育」と称して、あからさまに「同和施策」推進を行い、結果として逆差別を持ちこみ広げることになり、そして新たな差別を生む芽になる可能性も秘めております。

多くの町民や子どもを持つ保護者の願いに逆行するものとなっており、新しい町づくりにとって障害となるものであります。

また、部落解放、人権問題での研究集会や総会、旗開き等への参加費、旅費、日当、会費、負担金、委託料などに支出される法的根拠を持たない特定の運動団体に対しての活動、行事参加に対しての公金である補助金には、公益性はなく違法支出でもあります。

このことから、「同和問題と行政、教育のあり方」が問われているところでございます。

「運動団体との対応を止めることで同和行政を終結する」という形での終了が必要であり、首長自らの決断によるところが大きいことが、法失効後の終結自治体として、全国各地での多数の報告がされておるわけでございます。

そして部落問題の解決を妨げ、行政にゆがみをもたらしている同和行政を 1 日でも早く、早急に終了させることが今、必要となっております。

そして団体対応を止め、行政が主体性を発揮する条件を作らない限り、同和行政、同和教育は終わらないということでございます。

したがって、議案第 16 号、平成 25 年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定については、人権同和施策事業費、教育事業費などに予算を使って決算をするのではなく、1. 防災における土砂災害危険箇所の整備促進対策や 2. 不登校児童、いじめ問題対策、3. 住民基本検診等における夜間検診の実施などに使うべきであり、議案第 16 号については、改善すべき点があるので反対をいたします。
以上。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

他にないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 16 号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り認定することに決定いたしました。

日程第 19 議案第 17 号、平成 25 年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 17 号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第 20 議案第 18 号、平成 25 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療

所歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第18号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第21 議案第19号、平成25年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第19号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第22 議案第20号、平成25年度多度津町特別会計介護保険歳入歳出決算

認定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第20号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第23 議案第21号、平成25年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第21号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第24 議案第22号、平成25年度多度津町水道事業会計歳入歳出決算認定

についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第22号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第25 議員提出議案第1号、議員派遣の件についてを議題といたします。

これより、質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議員提出議案第1号は、原案の通り可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り可決することに決定致しました。

日程第26 閉会中の継続調査についてを議題といたします。

この件につきましては、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたして

おります通り、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮りいたします。
各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に
付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと、認めます。

よって、本件は、各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉
会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全部終了いたしました。

これにて、平成 26 年第 3 回定例会は閉会いたします。

長時間にわたって、ご審議、ご協力ありがとうございました。

閉会 午前 9 時 42 分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

平成 26 年 9 月 25 日
第 3 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記

平成 26 年第 3 回多度津町議会定例会議事日程

9 月 25 日（水）午前 9 時開議

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 委員長報告
- 日程第 3. 議案第 1 号 多度津町健やか子ども基金条例（案）の制定について
- 日程第 4. 議案第 2 号 多度津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の制定について
- 日程第 5. 議案第 3 号 多度津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）の制定について
- 日程第 6. 議案第 4 号 多度津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の制定について
- 日程第 7. 議案第 5 号 多度津町税条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 日程第 8. 議案第 6 号 多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 日程第 9. 議案第 7 号 町営土地改良事業費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 日程第 10. 議案第 8 号 多度津町奨学金条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 日程第 11. 議案第 9 号 多度津町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 日程第 12. 議案第 10 号 多度津町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 日程第 13. 議案第 11 号 平成 26 年度多度津町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 14. 議案第 12 号 平成 26 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 1 号）について
- 日程第 15. 議案第 13 号 平成 26 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 1 号）について
- 日程第 16. 議案第 14 号 平成 26 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）について
- 日程第 17. 議案第 15 号 平成 26 年度多度津町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

- 日程第 18. 議案第 16 号 平成 25 年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19. 議案第 17 号 平成 25 年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について
- 日程第 20. 議案第 18 号 平成 25 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定について
- 日程第 21. 議案第 19 号 平成 25 年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定について
- 日程第 22. 議案第 20 号 平成 25 年度多度津町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第 23. 議案第 21 号 平成 25 年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について
- 日程第 24. 議案第 22 号 平成 25 年度多度津町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 25. 議員提出議案第 1 号 議員派遣の件について
- 日程第 26. 閉会中の継続調査について